

「光の森防災広場」の整備 ～熊本地震の経験を踏まえ

熊本県菊陽町危機管理防災課

平成 28 年熊本地震から、今年 4 月で丸 4 年が経過しました。菊陽町では 4 月 14 日の前震で震度 5 強、同 16 日の本震で震度 6 弱を記録し、町の広範囲に被害が出ました。

この 3 月に完成した防災広場が位置する光の森地域は、本町の面積 3,746ha の 2.6%に当たる 96ha に、人口 42,615 人の 11.7%に当たる 4,984 人(人口は令和 2 年 4 月末現在) が住む人口密集地域です。住宅だけでなく、大型ショッピングセンター(SC) や飲食店、カーショップなどが立ち並び、多くの利用客が訪れています。

熊本地震では、防災広場の南側に位置する光の森町民センターに避難が集中しました。ロビーまで避難者があふれ、付近の道路は避難者の車が列をなし、本震後の夜には 1,000 人を超える避難者が本センターで過ごしました。当時の防災広場は更地でしたが、緊急時のヘリコプター発着場を確保しておく必要があると判断したため、避難者へ開放しませんでした。

仮に、大型 SC などへの来客が多い休日昼間に災害が発生した場合には、さらに避難者が増えると予想されることから、災害時に利用できる施設の整備が必

要と判断し、国土交通省の都市防災総合推進事業を活用して防災広場の整備に取り組みました。3ha の敷地のうち 1ha は仮設住宅用地として利用していたので、残り 2ha を防災広場として整備しました。整備の目的は、住宅・商業施設密集地において避難しやすい指定緊急避難場所とすることと、大規模災害発生時における被災者支援拠点とすることです。

避難場所となる芝生広場は、ヘリコプターの着陸もできるよう 100m×100m以上を確保しました。やむを得ない場合の車中泊も想定し、広場が暗くなりすぎないようにソーラー照明を設置しています。あずまやには、プライバシーへの配慮が必要な場合に備えターポリン製のカーテンをあらかじめ収納しています。また縁台は、背もたれのある簡易救護台に展開することができます。

広場自体が広いので、トイレ棟を南北 1 か所ずつ用意しています。トイレ棟は 2 ブースからなり、災害時に限らず女性トイレは列が出来やすいことから、1 ブースは多目的トイレと男女トイレの兼用とし、もう 1 ブースは女性トイレ専用としています。また、トイレの不足に備え、公共下水道に接続したマンホールトイレを 10 基

用意しています。流水は最上流に設けた防災井戸で確保し、下水道が利用できない場合は貯留弁付きマンホールで貯めることができます。なお、熊本地震における自衛隊の入浴支援を受けた際に、その排水先確保に苦慮したため、あらかじめ仮設入浴施設の場所をマンホールトイレの近くに指定して、マンホールトイレの流水及び入浴の排水先を兼ねることにしました。

避難の長期化によるストレス対策として、子どもたちが遊べるよう築山を用意しました。芝生広場の周囲は、ウォーキングなどに最適なゴムチップ舗装を採用しています。また、駐車場の表層やゴムチップ舗装の基層は透水性アスファルトを利用し、大雨の際に敷地外にあふれる水を減らすようにしています。

被災者支援拠点としての大きな機能は、防災備蓄棟内の備蓄倉庫です。備蓄品の保管とともに、支援物資の受入れや配布を行う場所となります。特に、熊本地震の際には、パレット積みの物資を解いて人力で降ろしていたため職員の疲弊度合いを高めたので、備蓄倉庫にフォークリフトや逆ネステナーを用意するとともに、職員にフォークリフト運転技能講習を受講させること

防災の動き

で、荷下ろし作業を軽減できるようにしました。また、備蓄倉庫のフロア高を地面から60cm上げ、トラックの荷台と近づけることで、物資の移動をしやすいようにしています。

防災備蓄棟には、避難室や救護室を備えています。当地は指定緊急避難場所ですので、初期避難時には高齢者や妊婦などの要配慮者が利用し、応援活動受

入フェーズでは、応援部隊が利用することを想定しています。

このように、熊本地震の経験を経まえ、必要な機能や設備の整備を行いました。加えて、中越地震や東日本大震災を経験した自治体の防災広場の視察から得られた知見も生かしました。関係者

に改めて御礼を申し上げるとともに、本町の取り組みが他の自治体における事前防災の一助になれば幸いです。



図1. 防災広場と備蓄倉庫

避難所におけるコロナ対策

内閣府（防災担当）避難生活担当

新型コロナウイルス感染症の現状の状況を踏まえると、現状において災害が発生した場合には、避難者の密度を低くし、十分なスペースを確保するなど避難所における新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

このため、政府においては、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項等について、4月以降、累次にわたり、自治体宛て通知を発出し、各自治

体において複数の取組が実施されるよう、助言等を行っています。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物資の備蓄に要する費用については、地方創生臨時交付金も活用しながら備蓄を進めるよう、自治体に周知しており、災害発生時には、政府において必要な物資をプッシュ型で迅速に支援することができるよう、その費用を第2次補正予算に盛り込むな

ど準備に万全を期しております。

さらに、住民の避難行動については、新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないことや、安全な親戚・知人宅も避難先となり得ること、マスク・消毒液・体温計をできるだけ自ら携行すること等の避難において知っておくべき5つのポイント等を示したチラシ（14 か国語に対応）を自治体を通じて周知するなど、一層住民の理解を促す取組も実施しております。

政府としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえつつ、自治体等への適切な助言や支援に努め、必要な対策に取り組んでまいります。

各自治体の取組

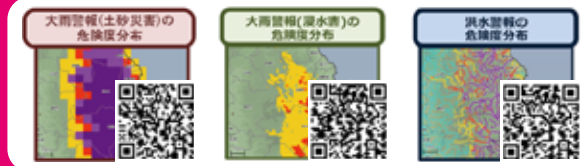
可能な限り多くの避難所の開設

ホテルや旅館の活用等の検討

避難所内の換気や十分なスペースの確保

パーティション、マスク、消毒液など感染症対策に必要な物資の備蓄

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営訓練



防災気象情報の 伝え方の改善策と推進すべき取組

気象庁予報部予報課気象防災推進室

気象庁では、平成30年7月豪雨の記録的な災害等を受け、学識者、報道関係者、自治体関係者、関係省庁による「防災気象情報の伝え方に関する検討会」を設置し、防災気象情報の伝え方に関する課題を整理し、その解決に向けた改善策を検討しています。平成31年3月のとりまとめ結果から、令和元年度には気象庁が関係機関と連携

し、地域防災リーダーの育成支援や危険度分布の高解像度化や希望者向け通知サービス等の取組を行いました。

これらの取組のもと、気象庁は市町村や住民に対する防災支援を進めてきたところですが、令和元年も「令和元年房総半島台風（台風第15号）」や「令和元年東日本台風（台風第19号）」などに伴う大

雨や暴風等により、相次いで各地で大きな被害が発生しました。ここでも防災気象情報の伝え方に関する新たな課題が明らかとなったことから、令和元年度の「防災気象情報の伝え方に関する検討会」において、令和2年3月にその改善策についてまとめましたので、ここに紹介させていただきます。

東日本台風等における防災気象情報等で明らかになった課題

大雨特別警報の解除にあたり、解除後も引き続き大河川の洪水に対する警戒が必要であることへの注意喚起が十分でなかった。

記録的な大雨への警戒を「狩野川台風」を引用して呼びかけたが、強い危機感が伝わっていない地域もあった。

何らかの災害がすでに発生しているという、警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、大雨特別警報の改善が必要。

「危険度分布」の認知と理解が依然として不十分である。

災害危険度の高まりについて、長時間の予測を提供できていない。

これらの課題に対して、今後気象庁が取り組むべき主な改善策

改善策1 大雨特別警報解除後の氾濫への警戒の呼びかけの改善

大雨特別警報が解除された後においても河川氾濫への警戒が必要な場合には、引き続き警戒していただくために、警報への切り替えに合わせて、今後の河川の水位の見込み等を発表します。また、警報への切り替えに先立って、国土交通省・気象庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るとともに、SNS や気象情報、ホットライン、JETT*1による解説等、あらゆる手段で注意喚起を行います。

改善策2 過去事例を引用した警戒の呼びかけの改善

過去事例と同様な大雨が降ることなどにより、甚大な災害が発生するおそれがあることを伝えるために、気象庁（気象台）では過去事例を引用して警戒の呼びかけを行っています。この呼びかけについて、特定の地域のみで災害が起こるかのような印象を与えないよう、過去事例を引用する際には、災害危険度が高まる地域を示すとともに気象台等においては地元で特化した詳細かつ分かりやすい解説を実施します。

改善策3 大雨特別警報の改善

大雨特別警報について、何らかの災害がすでに発生しているという警戒レベル5相当の状況に一層適合するよう、災害発生との結びつきが強い「指数」を用いて新たな基準値を設定し、精度を改善する取組を推進します。また、大雨特別警報の予告等の際には、特別警報を待ってから避難するのは命に関わる事態になるという「手遅れ感」が確実に伝わる表現を用います。大雨時においては、特別警報より早い段階で発表される防災気象情報を活用して避難行動をとっていただくことが何より重要です。

改善策4 危険度分布の利活用促進

住民自らの避難判断に「危険度分布」をより一層活用していただくため、災害発生時の適中率の向上を目指すとともに、「危険度分布」の認知度・理解度を上げるための広報を更に強化します。また、「危険度分布」の通知サービスについて、住民の自主的な避難の判断によりつながらう、市町村をいくつかに分けた通知の提供実現に向けて検討を開始します。加えて、気象庁ホームページで提供している洪水警報の危険度分布について、本川の増水に起因する内水氾濫の表示ができるように改善します。

改善策5 1日先の危険度分布の技術開発の推進

災害の危険が迫る前の早い段階において防災対応をとっていただけるよう、台風による大雨など予測が可能な現象については、1日先までの雨量予測を用いた「危険度分布」等により、長時間のリードタイムを確保した警戒の呼びかけの検討に着手します。

このほか、暴風災害への呼びかけの改善や警戒レベルにより適合した高潮警報の見直しなどの対応策も検討しているところです。気象庁ではこれらの取組を関係機関と連携しながら着実に実施し、防災気象情報の伝え方の改善に引き続き努めてまいります。



図1. 警戒呼びかけイメージ

*1JETT(ジェット)=JMA Emergency Task Team（気象庁防災対応支援チーム）

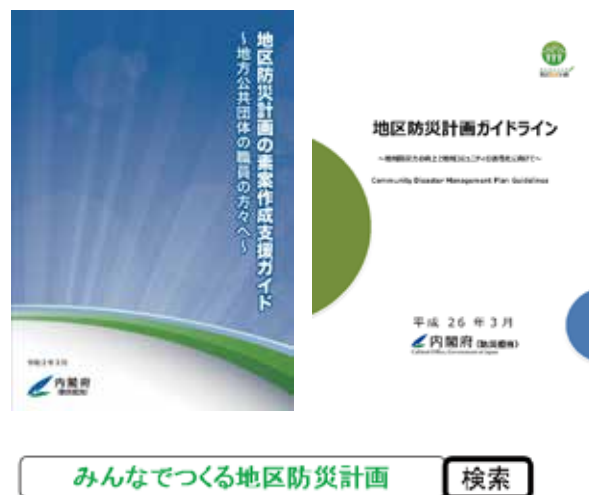
大規模な災害時に、都道府県や市町村等へJETT（気象庁防災対応支援チーム）として気象庁職員を派遣し、現場のニーズや各機関の活動状況を踏まえた気象等のきめ細かな解説を行う。

地区防災計画の 素案作成支援ガイドを作成しました！

内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

このたび内閣府では「地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～」を作成しました。これは地域住民等が作成する地区防災計画の素案作成を支援している地方公共団体の職員からいただいた質問に答える形で作成したもので、素案作成をより円滑に実施いただくための手引きとなるものです。

このガイドは、内閣府のホームページで公開されていますので、同様に公開されている「地区防災計画ガイドライン」、「地区防災計画モデル事業報告—平成26～28年度の成果と課題—」などとともには是非ともご活用ください。



地区防災計画とは？

平成23年に我が国を襲った東日本大震災は、我が国の防災意識向上に対する一つの契機となりました。このとき、従前からの国作成の防災基本計画及び都道府県・市町村作成の地域防災計画に基づく防災活動、すなわち公助に加えて、地域住民が自分自身で自分の命を守り（自助）、その上で地域コミュニティによる助け合いが行われる（共助）という、行政の支援によらない地域住民自らの取組が大きな役割を果たしました。これにより、大規模災害が発生した場合に

は、自助・共助・公助の取組がかみあうことの重要性が強く意識されることとなったのです。

この教訓を踏まえて平成25年度に災害対策基本法が改正され、地区住民や事業者が自発的な防災活動に関する計画を作成し、市町村地域防災計画への提案・反映を可能とする「地区防災計画制度」が創設され、以下のような好事例が生まれるなど、公助と共助が連携して地域の防災力を高めてきました。

地区防災計画の効果

平成30年7月豪雨において、地区防災計画に基づき避難場所を記した災害避難カードを作成するとともに、素案作成等に参加しなかった住民に対しても全戸参加の説明会を行うことにより、対象地区の全住民が避難に成功した。（愛媛県大洲市三善地区）

令和元年東日本台風において、地域ごとの名簿をもとに、足の弱い高齢者に対して担当を決めて誘導する仕組みを地区防災計画に位置付けることにより、早期の避難を実現した。（長野県長野市長沼地区）



地区防災計画作成の様子

内閣府として、引き続き上記のガイド等を活用することにより、全国各地で地区防災計画が作成され、地域の防災力が向上するよう、普及啓発活動に努めてまいります。

令和元年台風第19号等による 災害からの避難に関するワーキンググループ

内閣府（防災担当）調査・企画担当

1

平成30年7月豪雨による 水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループについて

平成30年7月豪雨による災害を教訓とし、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」では、目指す社会として、「住民が『自

らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する」必要性が示されました。これを踏まえ、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という

意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることとしたところです。

2

令和元年台風第19号等による 災害からの避難に関するワーキンググループについて

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）では、1都12県309市区町村に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において140箇所が決壊する等、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生しました。さらに、10月24日から26日にかけての低気圧等による大雨により、千葉県や福島県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が発生しており、これらの豪雨災害による人的被害は死者99名、行方不明者3名に上りました。

これら豪雨では、避難をしなかった、または避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋

外移動中の被災、そして高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えません。また、行政による避難情報や避難の呼びかけがわかりにくいとの課題やタイミングや避難場所等広域避難の困難さが顕在化しました。

このような状況を踏まえ、政府では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難のあり方を検討するため、令和元年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」を設置しました。

本ワーキンググループでは、令和2年度出水期までに速やかに実施すべき対策と、令和2年度以降も検討を行い早期に結論を得る抜本的な対策について議論しました。「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、避難行動を促し、防災への理解力を向上させるためのキャンペーン等の普及啓発等に関わるものを出水期までに集中的に行い、一方で避難情報や避難行動要支援者の避難等、制度的検討が必要となるについては主な論点を整理し、引き続き議論・検討を進めることとしました。

3

避難の理解力向上キャンペーンについて

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要です。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開しています。

当該キャンペーンは、市町村が

日本全国の各戸にハザードマップや避難行動判定フロー（図1）、避難情報のポイント（図2）を配布又は回覧し、「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」とことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促します。そのほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促

進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和2年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。本キャンペーン等の取組を確実に実施するとともに、令和2年度以降の取組については制度論も含め引き続き具体的な検討を進めて参ります。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

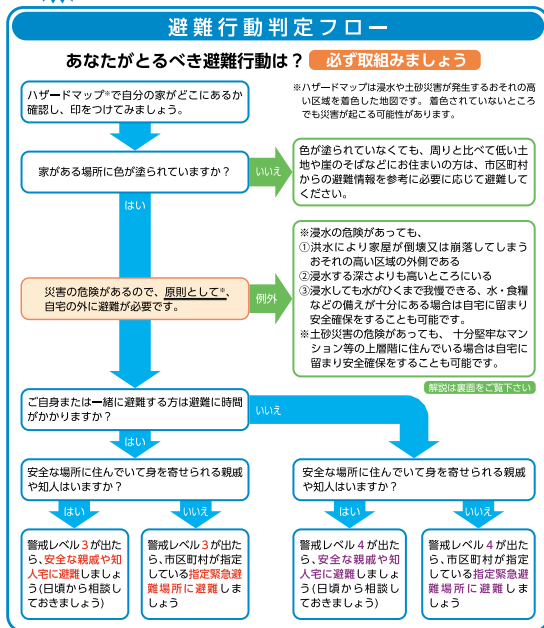


図1. 避難行動判定フロー

「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

！……必ず確認してください……！

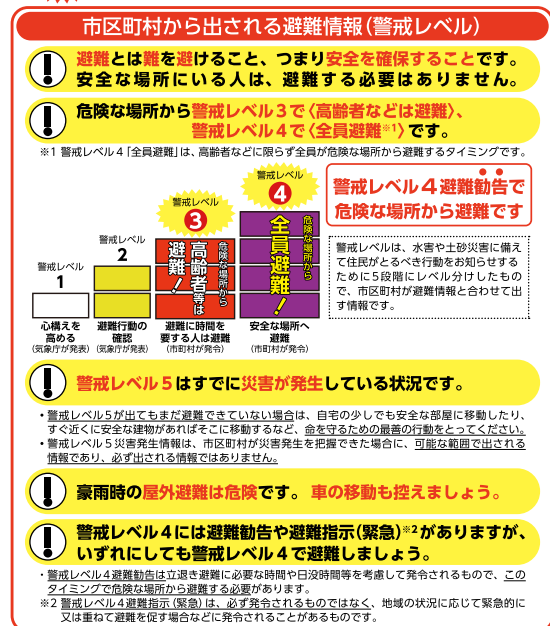


図2. 避難情報のポイント

「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

「ペットの同行避難と 指定避難所等での受入れ」について

1

ペットとの「同行避難」なぜ？

今ではかなり定着してきたようですが、「同行避難」という言葉が使われだしたのは、阪神淡路大震災後からのようです。東日本大震災を経て、環境省はこの災害でペットの救護活動等を行った団体や自治体からの代表を編集委員として「東日本大震災にお

ける被災動物対応記録集」を編集し、同時に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の原則に「同行避難」を置いて、以後これを軸とした災害対策の普及啓発を行ってきました。その後、熊本地震での対応経験を基に、「人とペットの災害

対策ガイドライン」と改名した改訂版ガイドラインを発行しましたが、自己責任の元での「同行避難」は、変わらずペットとの避難行動の大原則となっています。

災害時にペットを同行避難することが合理的だとされた理由として、以下の例を紹介します。

災害時にペットを同行避難することが合理的だとされた理由の過去事例

地震の後で津波が発生した東日本大震災ではペットを連れて避難できなかった、また津波等でペットを失った多くの飼い主が、ペットを連れて避難できなかったことに対して大きな心の傷を負った。

ペットを連れに戻った飼い主が津波に遭遇して亡くなった事例がある。

同行避難ができなかったペットが放浪状態になり、その動物を保護収容するために多大な努力と費用が必要となった。

ペットと共に避難した飼い主は、避難当初こそペットの世話が避難生活のストレスになったものの、その後の復興期に至る過程では、ペットの存在が励みになり、ペットを飼わない人と比べて精神的な回復が早かった。



獣医師による支援活動

もちろん、災害時に大勢の人々が避難生活を行う避難所には、動物が苦手な方やアレルギーを持った方なども暮らしているため、避難所の運営者の頭を悩ますこともあります。適切な対応さえ取れば、ペットとの同行避難自体が持つメリットは決して否定できるものではないといえます。

まして視覚や聴覚に障害を持つ方々が生活するうえで、大きな頼りである盲導犬や聴導犬などの身体障害者補助犬は、いわば障害を持つ方々の体の一部であるため、指定避難所等で必ず受け入れる必要があります。したがって避難所の運営者はまず身体障害者補助犬とその利用者の避難所での便宜を考え、同時にペットを連れて避難者への対応も一緒に決めておくことが望ましいと言えます。

2

同行避難のために必要な準備

すべての災害対応の基本が「自助」にあるように、ペットとの避難でも自助は大原則です。特にペットとの避難では、災害以前に行うペットのしつけが重要になります。

飼い主が行動をコントロールできないペットや、吠え癖や排泄行為、他の動物や他人に寛容かといったことで悪癖のついたペット

は、通常の避難所では受け入れがたい存在となります。したがってペットのしつけは、望まれる行動が自然に取れるようになるまで、十分に行っておく必要があります。

集団生活に順応性のないペットと一緒に避難できるような避難所はなかなか見つからないと思いますので、もしも自身のペットがそ

のような状態の場合は、災害時にペットをどうするのか、預ける先があるのかを平常時に確認しておく必要があります。さらに自身で同行避難ができないほどの数のペットを飼っている方は、避難時の支援者を見つけておくことや、特別な避難先を確保しておく必要も生じます。

防災の動き

3

指定避難所等でのペットの受入れ



平成30年7月豪雨で配布した自治体が利用するためのチラシ（ひな型）

先のように「自助」による対応が原則だとしても、現実にはさまざまな状態のペットとの同行避難者が避難してくることが大きな問題になります。避難者の安全を考えると、これらの人々を「この避難所ではペットの同行避難を受け入れていない」ということを理由にして断ることはできません。もしも受け入れられないのであれば、せめてペットの預け先の紹介やペットも受け入れられる避難所への誘導などを行う必要が生じます。

す。したがって特に避難所の運営にかかわる防災担当部局などは、平時から動物愛護関係部局や福祉部局の協力を得て、ペット連れの避難訓練を開催するなどの工夫により、ペットの同行避難者への対応を検討し、有事の際は協働できる体制を構築しておくべきだと考えます。

環境省ではこれまでの災害におけるペットの避難対応状況を背景に、地方獣医師会や動物愛護団体、自治体の動物愛護部局などが連携

して立ち上げる動物救護本部等の立ち上げや、民間団体からのさまざまな支援を模索してきました。これらに必要な情報の概要は「人とペットの災害対策ガイドライン」などで紹介し、一般の飼い主向けにはポスターやパンフレットなども作成しておりますので、是非ご利用いただければと思います。

ペットの災害対策

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_jaw/disaster.html



気候危機時代の「気候変動 × 防災」戦略 ～「原形復旧」から「適応復興」へ～

内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

武田内閣府特命担当大臣（防災）・小泉環境大臣共同メッセージ

近年、豪雨や台風等の気象災害が激甚化・頻発化しています。気候変動の影響が現実となり、想定を超える災害が各地で頻繁に生じる「気候危機」の時代を迎えています。今般、内閣府防災担当と環境省が連携して、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策の在り方を検討し、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略を、以下のとおり取りまとめました。

気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題。今後、各分野の政策において「気候変動 × 防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。

あらゆる主体が、各分野で、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じる。気象災害のみならず、感染症、熱中症等をも含めた複合リスクに対応できるよう、ハード・ソフト両面の対策により、国土形成、インフラ整備、土地利用などを進める。

その際、地域を災害前の元の姿に戻すという原形復旧の発想に捉われず、自然の性質を活かして災害をいなし、古来の知恵にも学びつつ、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持ち、いわば「災害をいなし、すぐに興す」社会を目指す。このため、被災後に速やかに対応できるよう、災害発生前から未来を見据え、復興後の社会やまちの絵姿を地域で検討し共有し「より良い復興」を目指す、事前復興の取組を進める。

行政による防災（公助）はもとより、国民、企業等が、気象災害が激甚化・頻発化している気候危機の現状を理解し、災害に備え「自らの命は自らが守る」自助や、「皆と共に助かる」共助の意識を喚起する。地域の災害リスクを知り、災害時には避難等の防災行動を確実にとるための取組、市民、ボランティア、民間事業者、行政等の様々な主体が、連携・協力して災害に対応する取組を加速する。

気候変動と防災の担当が連携・協働して取り組む今般の体制を、世界に率先して示し、パリ協定・仙台防災枠組・SDGsを「気候変動 × 防災」の三位一体として同時達成を目指す。わが国の災害経験や防災技術・環境技術をフル活用した、官民による海外展開、国際協力を一層活性化する。



意見交換会の様子



共同記者会見の様子

今後、わが国を一層災害に強くし、同時に気候変動と防災の分野の国際的取組の進展に貢献していきます。

内閣府（防災担当）のホームページにメッセージの全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください！
http://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf

新型コロナウイルスの感染が 懸念される状況におけるボランティア活動について

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携担当

1

はじめに

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、行政の手の届かない様々な被災地支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしています。しかし、

新型コロナウイルスの感染が懸念される現況下においては、台風や地震などの自然災害が発生し、ボランティアによる被災地への支援が必要となった場合、その活動によって感染が拡大することがないように留意する必要があります。

す。この度、ボランティア活動の調整・支援等を行う2つの団体から、新型コロナウイルスの感染症が懸念される中でのボランティア活動にあたっての留意事項が、それぞれ示されましたのでご紹介します。

2

特定非営利法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD: ジェイボアード)

JVOADでは、「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」をまとめて

います。このガイドラインでは、下記3つの事項を災害対応の基本方針として示しており、その他に従来の災害対応と異なる点、

NPO等支援組織の活動のあり方、現地で支援を行う際に準備・確認すべきことなどを説明しています。

災害対応の基本方針

被災した地域への支援は、
地元の意向に配慮することを前提に対応を考えること。

支援は、被災した地域内での対応を中心に考え、
原則として外部からの人的支援は遠隔での対応を主体とすること。

現地災害対策本部／行政等からの要請などがある場合、
現地での支援に必要なノウハウをもった支援者が
被災地で活動を行うことがあること。



ガイドライン



詳細は下記の JVOAD の HP を参照ください。
<http://jvoad.jp/guideline/>

3

社会福祉法人全国社会福祉協議会

社会福祉法人全国社会福祉協議会では、「緊急事態宣言下における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」という指針を示しています。この指針では、新型コロナウイルス

の影響下における災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の設置・運営に関して、下記をポイントとして示しています。

災害VCの設置については、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を加え、行政と協議し判断すること。
また、災害VCの設置を迅速に判断するため、発災前に市区町村行政と協議し必要事項を決定しておくこと。

緊急事態宣言解除後におけるボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや意見・意向等をふまえ、行政（都道府県および市区町村）と協議し判断すること。

災害ボランティア活動を実施する際は、感染拡大防止を徹底すること。

詳細は下記の全国社会福祉協議会のHPを参照ください。
<https://www.saigaivc.com/>

衛星安否確認サービス（Q-ANPI）の実証事業への参加自治体の募集について

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局は、準天頂衛星システム「みちびき」の衛星安否確認サービス（Q-ANPI）とスマートフォンの通信技術を融合した防災機能の高度化に取り組んでおり、実証事業に参加する自治体を令和2年度秋に募集します。

Q-ANPIは、準天頂衛星システム「みちびき」のサービスのひとつで、避難所の情報を衛星経由で収集し、地方自治体等の防災機関に情報を伝達するサービスです（図1）。災害時に地上の通信インフラ網が途絶・輻

輻した場合でも、避難所・避難者の情報を集約することができ、早期の救助・救援に役立ちます。サービス利用料および通信費は無料です。この機能を、スマートフォンのアプリ・通信機能と連携させ、避難所以外の住宅地やオフィスビル等における被災者の安否情報を、スマートフォンを経由してリレー形式で可能な範囲で収集する機能を実証します。合わせて、道路・橋等のインフラの被災状況についても収集するシステムの実現可能性を実証します（図2）。

参加自治体にはQ-ANPI端末が貸与され、訓練をとって実証事業に参加していただきます。今後ホームページにて参加自治体を募集しますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

募集期間：令和2年8月から10月
選定・通知：令和2年11月
Q-ANPI端末配布時期：令和3年1月から3月
貸与期間：令和8年末までの6年間

詳細な募集要項は、今後ホームページにてお知らせします。
<https://qzss.go.jp/overview/information/qanpi-koubou2020.html>

内閣府宇宙開発戦略推進事務局



図2. 実証事業の概念図

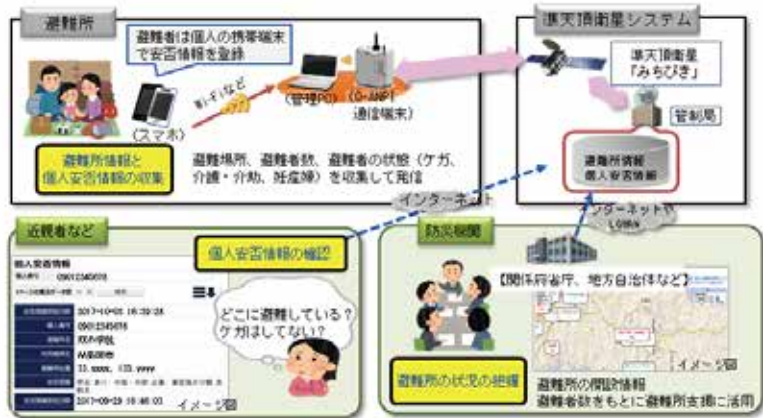


図1.Q-ANPIの概要

災害リスク把握に役立つウェブ地図 「地理院地図」

国土交通省国土地理院

1

はじめに

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。自然災害から命を守るためには、平常時から、自分の住んでいる場所や職場でどのような災害リスクがあるのかを把握しておくことが重要です。では、その土地の災害リスクはどのようにして把握すればいいのでしょうか？災害リスクを把握するには、その土地の標高や地形を知ることが大切です。

国土地理院が提供するウェブ地

図「地理院地図」(<https://maps.gsi.go.jp/>)では、誰でも簡単に標高や地形を知ることができ、災害リスクを把握することができます。本稿では、災害リスク把握に役立つ

地理院地図の情報及び機能と、地理院地図の使い方を広く知ってもらうために作成した地理院地図紹介サイト(<https://maps.gsi.go.jp/help/intro/>)について紹介します。



ウェブ地図「地理院地図」
(<https://maps.gsi.go.jp/>)



地理院地図紹介サイト
(<https://maps.gsi.go.jp/help/intro/>)

2

災害リスクを知る

浸水の危険性

津波や河川の氾濫、高潮などによる浸水の危険性を把握するためには、標高や周辺の土地との相対的な高さの差を知ることが重要です。地理院地図の機能「自分で作る色別標高図」では、標高値ごとに自由に色を決めて標高地図を作ることができます。画面左上の「地図」ボタン→「標高・土地の凹凸」→「自分で作る色別標高図」を選ぶと、地図を標高値で色分けするための

メニューが表示されます。例えば図1は東京の荒川沿いの地域で、微小な変化が目立つよう標高1mごとに色分けしたものです。ゼロメートル地帯は青に、特に低い場所(標高-2m以下)は黒に、また高い場所(標高4mより高い)は赤に色付けして

います。河口の近くの一見平坦な土地でも、高い・低いが視覚的にわかるかと思います。

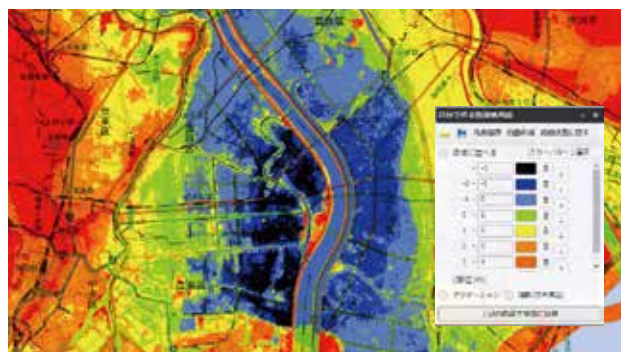


図1. 自分で作る色別標高図

防災の動き

地盤の脆弱性

地理院地図では、土地の性質と成り立ち（すなわち、地盤の脆弱性）を知ることのできる情報も閲覧できます。例えば「地形分類」では、地図上をクリックすると、「扇状地」「氾濫平野」といった地形と、その成り立ち、想定される災害リスクがポップアップで表示されます（図2）。また、「明

治期の低湿地」は、明治時代に湿地や水田だった場所を示した地図です。これらの地図から、例えば、土砂災害が起こりやすい場所、洪水が起こりやすい場所、大きな地震発生時に液状化が起こりやすい場所などがわかります。両者とも、画面左上の「地図」ボタン→「土地

の成り立ち・土地利用」から表示できます。



図2. 地形分類

3

地理院地図紹介サイト

地理院地図紹介サイト（図3）では、地理院地図でどのようなことができるのかを、具体的な活用例を交えながら解説しています。初めて地理院地図を使う方でも地

理院地図を簡単に使っていただけるようなサイト構成としており、例えば、「地方公共団体の防災・減災業務での活用」→「災害に備える」を選択すると、「土地の成り立ちを知ろう」「自分で作る色別標高図」といった項目を見ることができます。各項目には、その機能や見られる情報についての解説と、地理院地図での操作手順、各項目が表示された状態の地理院地図

へのリンクを掲載してあります。操作手順は、1分程度の動画で解説しています。この地理院地図「使い方動画」は、YouTubeの「国土地理院・地理院地図チャンネル」(<https://www.youtube.com/c/gsimaps>)で公開しています（図4）。



図3. 地理院地図紹介サイト



図4. 地理院地図「使い方」動画

4

おわりに

紙面の都合上、地理院地図のすべてについてはご紹介できませんが、ここで紹介したもの以外にも、過去の自然災害の教訓を伝える「自然災害伝承碑」や災害の危険から命を守るための緊急的に避難

する場所などである「指定緊急避難場所」といった情報や、任意の経路に沿った地形断面がわかる「断面図」や、災害発生前後の写真など2画面に異なる情報を並べて表示できる「並べて比較」とい

った機能など、地理院地図には防災に役立つ情報・機能がまだまだたくさんあります。是非一度地理院地図を使ってみてください。